

令和4年度第13回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和4年10月20日（木）9：00～9：58
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 <教育委員会>
長田教育長
正司委員 梶木委員 今井委員 山下委員
<事務局>
高田事務局長兼教育次長 芝田教育次長 工藤総務部長
竹森学校支援部長 羽田野学校計画担当部長
山根学校教育部長 田尾教科指導担当部長
河野児童生徒担当部長 山下総合教育センター所長
濱田地区統括官
- 4 欠席者 本田委員 松本地区統括官
- 5 傍聴者 0名（一般0名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（長田教育長）

おはようございます。ただいまから教育委員会会議を始めます。

本日は本田委員が所用のため欠席されております。

本日は議案5件、協議事項5件です。

まず、非公開事項について、お諮りをいたします。

このうち、教第39号議案、教第40号議案につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第3号の規定により、長の作成する議会の議案に関する事。教第41号議案につきましては、同項第2号の規定により、職員の人事に関する事に該当すると思われましますので、非公開としてはどうかと思ひますが、いかがでしょうか。

（賛同）

（長田教育長）

それでは、以上申し上げました議案につきましては、非公開といたします。

教第37号議案 神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則について

（長田教育長）

それでは、まず教第37号議案から参ります。神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則についてです。

それでは、説明をお願いします。

(東政策調整担当課長)

本件につきましては、これまで市民への開放が進んでいませんでした中学校体育館につきまして、ICTを活用した予約システムの下で開放を行っていくことに当たりまして、神戸市立学校施設目的外使用規則の必要な改正について、お諮りをするものでございます。体育館の概要につきましては、9月13日の教育委員会会議で協議事項として、1度御説明させていただきまして、会議でパブリックコメントにかけることにつきまして御承認をいただいたところでございますが、9月15日から10月14日まで、パブリックコメントにかけた結果、市民からの御意見は0件でございました。

改正内容につきまして、改めて簡単に御説明をさせていただきますと、このICTを活用した予約システムでのこの夜間帯の開放につきましては、学校施設開放事業の一環として導入するということがありますけれども、これにより学校施設開放事業につきましては、従来の学校施設開放運営委員会方式のこの予約システムでの運営というのが併立することになりますので、改めて、これらの用語、権利を第2条第3項から第5項で明確化しております。また、学校施設開放事業につきましても、学校施設の目的外使用許可の1つの累計でございますけれども、改正前の規則では、この辺りの位置づけが、この規則の文言上、必ずしも明瞭ではなかったということがございましたので、改めて第3条第2項におきまして、学校施設開放事業における使用許可に関すること、第6条第2項において、使用料の減免に関することを規定してございます。さらに予約システムを利用するためには、あらかじめ利用団体登録を行っていただきまして、ナンバー発行するという、こういう仕組みになりますけれども、その利用団体登録に関する要件を、第8条で規定してございます。また、今回の改正の機会に、この使用者、利用者の遵守事項につきまして、少し古い規定になってございましたので、それを分かりやすくなるように、文言整理を行わせていただいております。これは改正前の第11条、改正後は第12条の規定になります。なお、学校施設開放事業におけるこの学校施設の使用等に関する細かい諸手続等につきましては、改正前規則の第15条第2項、改正後規則の第16条第2項が文言同じですので、申し訳ありません。新旧対照表示が逆となっておりますけれども、こちらの教育長が別に定めるということにしております。これにつきましては、従来、学校施設開放運営委員会方式についてのみ定めておりました、神戸市立学校施設開放事業要綱を改正いたしまして、今回のICTを活用した予約システムの運用に関して定めることとしてございます。

その他、この規則上の様式につきまして押印欄が残っているものがございましたので、事務の効率化の観点から押印欄この機会に廃止をさせていただくということとしてございます。

御説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見等はございませんか。

どうぞ、今井委員。

(今井委員)

御説明ありがとうございます。質問をさせていただきたいのですが、パブリックコメントが0件だったということなんですけれども、ただせっかくなので、たまたまいい取組ですので、その市民の方の関心という意味では、何かお声がパブリックコメントとは別に寄せられてたり問合せとかがあったら教えていただきたいのですが。

(東政策調整担当課長)

ありがとうございます。実は、この規則の成立の前提といたしまして、今仮に、仮という形でございますけれども、団体の登録申請、それから、11月の実際の施設予約の申込み、これはもう仮に受付をさせていただいてるところでございます。少し数字的なところを申し上げますと、登録申請団体数が、これ、昨日時点でございますが68。それから、11月のこの予約申込み件数が184ですので、16校で開校しますので、単純明記しますと、1校当たり月11件ないし12件。週に直しますと、2件ないし3件ございますので、今日はまだ10月20日です、これから更に先着申込み。利用日の3日前まで可能でございますので、これからされていくだろうということを想定しますと、正直、予想のごとく反響の大きさ、早さかなということで、事務局としては受け止めてございます。

(今井委員)

分かりました。ありがとうございます。

(長田教育長)

ほかにございませんか。

どうぞ、正司委員。

(正司委員)

この改正そのものについては、その方向でいいんじゃないかと思うし、パブリックコメントもなかったということで、この案でいいと思うのですが。新しい第12条です。使用上の注意について文言整理された。これ、非常にクリアになっていいと思うんですけど、以前に比べると、簡素化されたような感じになっているんです。各学校で使用の方に追加の何か注意文書を渡すようにするのか、教育委員会から統一的にですね。前は細かなとこ

ろまでいろいろ書いてあったんですけど、そのあたりについては、今後、どうされる予定か決まっていれば教えていただきたいです。

(東政策調整担当課長)

ありがとうございます。今、学校の施設を使用する場合は、当然、学校施設開放事業に関する事、それから、一般的な目的外使用するというものになります。すみません。失礼しました。目的外使用を許可することになりますが、まあこの許可の際に、ただこの注意事項、このようなことはお伝えをするということになっておりますので、その際に、少しブレイクダウンした形で旧規則に、あるいは、内容を例えばこういうことですよということもお伝えをしていくということで考えています。

(正司委員)

それは統一的に教育委員会として、ひな形をつくって、お渡しできるような形になるということですか。

(東政策調整担当課長)

そうですね。まだできておりませんが、そういったことを検討しております。

(正司委員)

分かりました。よろしく申し上げます。

(長田教育長)

ほかいかがですか。

どうぞ、山下委員。

(山下委員)

御説明ありがとうございました。先ほど正司委員がおっしゃったこと、私もちょっと気にはなっていたところなんですけれども、まずは大分、簡素化していただいて、特に最初に学校園長との打合せという項目もあつたりしたので、これは働き方改革の観点からも、大変ありがたい削除だったかなというふうに思いました。まあ一方で、確かに細かく決め過ぎているところもあったんですけど、例えば物品の販売等についての禁止というようなこともあったんですけども、今回、こういうのは多分、目的外用途に該当するというような判断で対応されるのかなということ。

(東政策調整担当課長)

そうです。はい。

(山下委員)

そういうことなんですね。ありがとうございます。今後、実際に、これは言わずもがなですけれども、実際に運営していく段階で、恐らく学校側からも、もし何か不都合があったら御連絡等あると思いますので、ぜひまた適宜、評価等も含めて御検討いただけたらと思います。取りあえず、これで進めていただければと思います。

(東政策調整担当課長)

承知いたしました。

(梶木委員)

いいですか。

(長田教育長)

はい。

(梶木委員)

夜間に中学校の体育館を開放するという、非常にいいと思うんですけども、その分、ニーズもすごく高まっているということで見ると、体育館の床の傷みだったりとかは、すごく懸念されると思うんですけども、今まで以上に使っていくということで、その辺の修理とか管理とかのあたりは、どのように危惧されてきておりますか。

(東政策調整担当課長)

それにつきましては、確かに先生がおっしゃるような懸念がございます。で、これをその例えば学校方向につまり対応されている管理の中で賄うのはなかなか学校としても酷でございますので、これは事務局として対応していくということで話をさせていただいております。

(梶木委員)

すみません。ということは、そういう費用も別途、計上していくということになるということですか事務局として。

(東政策調整担当課長)

明確に予算。

(羽田野学校計画担当部長)

もともと体育館が、いわゆる学校施設ですので、比べるのは学校開放で使ったり、授業で子供たちの教育で使ってますので、一般的な補修とかにつきましては、やっぱり全体の施設の改修の中で対応を今もしてますし、これからもそういうあたりとかも。

(長田教育長)

簡単に言うたら、あれでしょう。軽微な修繕とか、そんな場合は学校の。

(羽田野学校計画担当部長)

日々の。

(長田教育長)

日々の中で学校で修理をしてもらうけども、ある程度、大きなそういう改修が必要だと、傷みが出てきたとか、ある程度、床を全体的に変えないかんとか、そういう場合が、日々学校からも要望が出てくるし、それは事務局で計画的に対応していくという、既存の予算の中で対応していく。

(羽田野学校計画担当部長)

そうです。おっしゃるとおりです。

(梶木委員)

すみません。使用頻度が上がれば、傷むのも早くなるのでということ。

(羽田野学校計画担当部長)

早いと思います。

(梶木委員)

その辺、配慮してあげてほしいなと思いました。よろしく申し上げます。

(長田教育長)

ほかよろしいでしょうか。

では、特にないようでしたら、教第37号議案、承認とさせていただきます。よろしいですか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

協議事項40 通学における安全対策について

(長田教育長)

続いて、協議事項40です。通学における安全対策についてです。

(吉井児童生徒課長)

おはようございます。児童生徒課です。まず、私から学校における通学路の安全対策ということで御説明をさせていただきます。資料に2カ所、誤植がございまして、表中対策内容の2. 日常的な交通安全の「十全」は「実践」の間違いです。それから、その下、その他の中の括弧書きで、「兵庫県国道」となっていると思うんですけど、「兵庫国道事務所」です。国土交通省の所管になりますので、県を削除していただくということで、お願いしたいと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。通学路の安全対策といたしましては、各小学校において、PTA、コミュニティ・スクールといった地域との情報共有の場を活用しまして、毎年度、通学路の定期点検の状況であるとか、危険箇所の共有ということで、要望事項を集約させていただきまして、市全体の交通安全対策、地域安全対策を所管している危機管理室に提出をしているという取組をさせていただいております。ここにありますように、令和4年度、要望カ所としては385件、下に内訳を書かせていただいております。385件のうち建設局が165件、警察関係が115件、危機管理室が99件、国道事務所が6件というような内訳になっております。その表の下の方ですけども、令和3年度の実績でいいますと、令和3年度は要望カ所が471件、実施しているのが242件ということで、実施率が51.4%という結果でございました。昨年度につきましては、八街市の事故を受けた緊急点検というのを別にやらせていただいております。ここでも改善要望として525件が上がっております。ここ、重複含むと書いておりますのは、その通常の日常の定例的に行っている要望事項と重なるということでございますが、このどれだけ重なっているかというところは、ちょっと統計が取れておりません。あと、ここ525件につきましては、建設局所管が121件、県警所管が99件ということで、これ、8月末の段階で452件実施をさせていただいているということで、86.1%の実施となっております。ただ今後、令和4年度中の完成を、完了を目指しておると聞いておるんですけども、建設局、県警ともに、あと残っているのが権利関係の調整であるとか、地元の調整が必要というふうなことで、少し難航するような案件が残っているというふうに聞いております。この緊急点検の中で、ここ三者、学校、建設事務所、警察の三者で合同点検を実施させていただいてまして、45カ所といった形でやらせていただいております。

通常の定期的な要望活動の中で、一応、毎年、(2)のところですが、交通安全推進会議というのを開催させていただいてまして、全大会、それから、分会という形で、地区

ごとの地区別会議などを行いまして、それぞれの要望事項であるとか、状況であるとかっていうことの情報共有をさせていただいております。

2. のところで学校地域の取組ということで、学校でできることということでは、上の表にもありますように、学校の対策として、4つ上げさせていただいておりますけども、交通安全リーフレットを活用した交通安全指導であるとか、日常的な交通安全の実践というようなことがあるんですけども、下のほうにまとめておりますけど、登下校時には必要に応じて教職員等による巡回の実施であるとか、地域の方にもお願いをして、3つ目のところですけども、見守りを願います。あと、2つ目のところですけども、危機管理意識の向上させるために、校区内で安全マップの作成、そういったところの取組をさせていただいております。今後も引き続き、こういった場、いわゆる共有、情報共有の場を活用して、通学路の安全対策をさせていただきたいというふうに思っております。神戸市の、今までいわゆるできなかったところの、いわゆる後追いというのが、なかなか、できていないという状況で、今年度については、これからの時期になるんですけども、もう一度、いわゆる建設局、警察、関係課が集まって、できなかったところの基本的には理由なんかを、我々、事務局として把握しようかなというふうに考えております。ただ、各小学校、要望を出している小学校に対しては、各所管から、どういった理由で、その要望ができないのかといったところの御説明は、これまでもさせていただいております。具体的に、どんなところができないかというと、物理的に交差点の近く、いわゆる信号機の交差点の近くに横断歩道だけがあって、そこにまた信号機をつけてくれとかですね。あと、スクールゾーンであるとか、そういう白線とか、そういったところが薄くなっているということで補充してくれというんですけども、所管からすると、まだ補充までは至らないといったそういった内容があるというふうに聞いております。

説明は以上でございます。

(長田教育長)

もう一点、特別支援教育課のスクールバス。簡潔に説明。

(野口特別支援教育推進担当課長)

続きまして、特別支援学校のスクールバスの状況について御説明いたします。現在、小学部、中学部の約9割の児童生徒が利用してございます。スクールバスに乗車する者たちなんですけれども、まず運転手が1名、こちらは市の職員であったり、事業者ということで、それぞれのバスの契約形態によって異なってございます。そして、事業者と契約しております添乗員、こちらが2名乗車してございます。で、昨今、子供たちの状況に応じては、職員が同乗する場合という者もございます。通行時の対応状況でございますが、まず出発の前に、その日の乗車予定の児童生徒の状況というものを、まず確認いたします。そして、学校に到着した際には、まず担任の教員がバスの中まで参りまして、車内で子供た

ちを引き渡すということをしてございます。児童生徒が下車した後、車内清掃というものを行ってございますので、その際に、バスの中の状況というものも、あわせて確認をしている状況でございます。今後、国も来年の4月には、子供たちの乗車、降車後の所在確認であるとか、バスへの安全装置の設置というものが義務づけられる予定となっております。安全装置に関する仕様等の詳細が年内には示される予定となっておりますので、今後の国の動向を注視しながら、導入について考えていきたいと思っております。

説明は以上となります。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見等はございませんか。

どうぞ、山下委員。

(山下委員)

御説明ありがとうございます。今ふと思いついたんですけれども、1件目に、今回、交通安全面ということでの安全対策ということだったんですけど、例えば不審者対策等については、この中に入るのか入らないのかということが1点目の御質問です。

もう1点お伺いたいののが、1ページ目の説明で、2.の学校地域の取組についてで、一番最初の・、登下校時に必要に応じて教職員等による巡回の実施ということなのですが、この場合の、もし必要に応じての必要の中身が分かるようだったら、どの場合とか想定されているのか。あるいは、定期的に学期ごとに、もしかしたら、そういう機会があるのかなと思うのですが、そのあたりについて、先生方の御負担状況が気になったので、少し教えていただければと思います。

(吉井児童生徒課長)

今の御質問なんですけれども、まず教職員の巡回というところ、各学校ごとに、いわゆるまずは校長先生が、朝、登校時の子供たちを見守るといような形で見ているというように聞いております。あと、下校時なんかについては、いわゆる今ですと、秋の交通安全点検の期間であるとか、そういった集中して見守りをする必要な期間に集中してやられているというようにも確認させていただいております。

あと、すみません。もう1点。

(山下委員)

もう1点、交通安全に重点を置かれた登下校の安全確保ということだったんですけれども、そのほか、不審者等ですね。

(吉井児童生徒課長)

防犯については、この会議の中では、防犯については話はさせていただいておりません。別の動きとして、学校で防犯対策の意見書を出していただいております。

(山下委員)

ありがとうございます。今回は交通安全に関してということで。

(吉井児童生徒課長)

はい、そうです。

(山下委員)

承知しました。

(長田教育長)

何か補足は特にないですか。いいですか。

昨日も教育こども委員会で、この関係で質問がありました。次長。

(芝田教育次長)

昨日も常任委員会で、この質問がございまして、教員の働き方改革と、それから、登校時の見守りということは、これは相反することになるんじゃないかということで。でも、その辺はどう考えていくのかという御質問があったんですけども、確かに教員の勤務時間としては、登校時間はどうしても早くなるので、その辺のところは、若干、負担をかけることになるんですけども、そこは学校独自で学校状況に応じて、例えば輪番制で子供を見守るであったり、あるいは、自分はこの教室を見守るけども、他の教員は学校近隣の道路を見にいくとか、その辺のあたりは役割分担しながら、学校状況に応じて、今行っているというような感じで、何とか回しているという状況でございます。

(長田教育長)

ほかにいかがですか。

どうぞ。

(梶木委員)

朝の見守りっていうのは、実は事故だったり不審者が多いのは下校時だと思うんですね。なので、朝はやらなくても、帰りをどこかのコンビニとか、どこで一番事故が起こっているかという時間帯をちゃんと見られて、本当に朝、教員の方が見られるのがベストなのかっていうところは考えて動かれたほうがいいかなと思います。終わったとき、ほっとしたときに一緒に行かれるとかのほうが、実は防げるのかなと思ったりもしますが、集団登

校しているところって、かなり少ないんでしょうか。

(吉井児童生徒課長)

そうですね。小学校で集団登校している学校が多かったんですけども、もちろん今やっ
てる学校もございますが、コロナのことで、登校はできるだけ分散してというようなこと
であったり、その辺のところではなくしていた学校もあるというふうに聞いております。今、
委員がおっしゃっていただいたように、特に下校時ですね。特に低学年の子供たちを担任
と一緒に連れて帰りながら、ここは気をつけてねってというような安全指導も行いながらし
ている学校もあると思います。それから、毎日じゃなくても、頃合いを見て一緒に帰ると
いうようなことをしているように聞いております。

(梶木委員)

やっぱり子供にその力をつけてもらうのが一番大切かなと思うので、教育の中でも、し
っかりと交通安全、周知していただきたいなと思います。

以上です。

(長田教育長)

どうぞ、正司委員。

(正司委員)

半分情報提供なんですけど、スクールゾーンという昭和40年代からの話で、今はゾー
ン30、ゾーンサーティーってよく言いますけれども、エリア全体を30キロに制限して、通
学路だけでなく、エリア全体を歩きやすくする環境整備っていうのが、各地で、どんど
んとは言いにくいのですが、徐々に進みつつあります。道路構造令もかなり変わらして、
横断歩道の前後にハンプをつけたりとかですね。錯視を利用して、ドライバーがスピー
ドを落とすようにしむけるのが、できるようになってきています。神戸市内、残念ながら、
余りそういう事例は少ないですけども。今、例えば国際交通安全学会さんは、その通学
路の安全マネジメントのマニュアルみたいなのも、確か5年ぐらい前から出したりしてい
ますので、建設局とも相談しながら、進めていただきたいと思います。これには地域の方
の協力が要るんです。今はコミュニティ・スクールの時代にもなってるので、是非、この
通学環境についても、その話題にさせていただいて、警察を動かすようにしてほしいと思
っています。何かあれば、お手伝いもさせていただきますので、よろしく申し上げます。

(長田教育長)

ほかにいかがですか。

どうぞ、今井委員。

(今井委員)

御説明ありがとうございます。要望、改善が出て、その改善実施ができていないっていうのも、十分後追いでできてなかったとか、これからしていただくということなのですが、本当に学校園、実際に訪問させていただいてお聞きすると、すごい目の前の通学路が狭くて本当に危ないんですとか、交通量が多くてとか、すごく切実なお声をお聞きするので、なかなか解決してない、その権利関係の調整とか物理的な問題とか、いろいろあるとは思いますが、仮に要望どおりに、どうしてもその壁があってできない場合は、何かこう二次的に、三次的な策がないのかとか、まあ危険回避の目で見させていただいてと思うんですけど、その改善実施できていない危険箇所をしっかりと子供たち、お子さんたちに伝えて、保護者の方にも伝えて、本当に何とかお子さんの安全を守っていくところを、直ちにぜひまた進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(吉井児童生徒課長)

はい、分かりました。

(長田教育長)

ほかございますか。

昨日の常任委員会、教育子ども委員会でも、質問とか要望が出てましたけど、その学校によって、それぞれの学校で、きちんこの危険箇所の対応が必要なところというのが、きちんと吸い上げられているか、出てきているかということについては、どうなんですか。例えば、これ数字を見ますと、こんなことを言ったらあれですけど、例えば文マークがグリーン舗装の件数を見ると、全市でもっとあるんじゃないのと思ってしまうわけですよ。ちゃんとそれらの学校が自分の校区で、こういう観点から見て、これはやっぱりきちんと要望しようというようなことで、事務局からも、そういう目安となるような基準みたいなものを示しているのかどうかという部分も含めて、きちんとそういうのが吸い上げられて、要望としてキャッチできているかということについては、どうですか。いや、もう答えがしにくいのであれば、そういうことをやってもらいたいということで、昨日、答弁をしたということです。何かコメントがありますか。

(吉井児童生徒課長)

はい。小学校単位で、これは校長会の健全育成委員会が中心となって、この要望事項の吸い上げをしております。各学校、小学校には、我々からその地域のしっかりと意見を吸い上げるようなという形で、この要望をまとめてほしいというようなことのお伝えはさせていただきます。

(長田教育長)

いや、もうとにかく今までのやり方、1回見直してほしいと思います。今の校長会との関係も含めて。私がさっき申し上げたのは、その教育委員会として、やっぱり学校の立場から見て、こういうことはちゃんと上げてきてくださいという基準も示さないといけないのではないかと思いますし、今、昨年、千葉県の痛ましい事故があってから、関係機関の警察も含めて、かなり積極的にはなっていていただいていると思いますので、そういう意味で、やっぱり学校ごとによって、温度差があって、こっちの学校とか、こっちの地域はよく出てくるけど、こっちはあまり出てこないということでは、本当にきちんとできてればいいんですよ。できていればいいんですけど、そういう状態では困りますから、まさしく昨日、御指摘があったとおりではないかなという気がしますので、そこは1度、今後、どういふふうに要望を吸い上げて、それを関係機関に伝えていくのかということをもう一度、見詰め直してもらいたいなというふうに思います。

(梶木委員)

いいですか。

(長田教育長)

はい、どうぞ。

(梶木委員)

すみません。2. の2つ目の・のところに、学校、地域の取組の中でね。校区内の安全マップ作成やというのがあって、子供たちが危険箇所を確認していくんですよね。危険箇所があったときに、どのように、その子供の声を吸い上げて、それをちゃんと改善していくのかというのは、子供たちがやっぱり自分たちの意見を聞いてもらっているということになるので、やってる格好だけじゃなくて、ここをもっと実質的にやっていくと、目線も低い子供たちが見ていくわけですから、小っちゃい子の意見もちゃんと取り入れるような、そういう学校の仕組みをつくっていかれるのも、ぜひ検討していただきたいなと思います。

(長田教育長)

次長、何かありましたか。

(芝田教育次長)

はい。今、教育長に言っていただいたように、また今お話がありましたように、学校によって多少温度差というのはあるかと思っています。それをやはり、もちろん校長会を通してにはなっていくこともあるかとは思いますが、これ、事務局主導で、一定のラインというものを示していけたらなというふうにも思っておりますし、今、委員におっしゃ

っていただいたように、子供たちにどういうふうに声を拾い上げて、特に小学校では、学期に1回にはなってきますけれども、地区児童会のような形で、その地区それぞれで、この箇所ではどんなことかなっていう、特に低学年の子供を中心に、その目線で見るときに、ここが危ないよねっていうようなところ、そこは今後も、また徹底していききたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

(長田教育長)

ほかよろしいでしょうか。

特別支援学校のスクールバスのほうは、さっき説明があったように、国が今その基準と
いうか、対応の方針なり考えていますので、当然、本市においても、必要な安全装置を早
急に設置をしていくと、そういう方針だという、そういうことでよろしいですね。

(野口特別支援教育推進担当課長)

はい。

(長田教育長)

特に委員の皆さんも、その点については、御意見よろしいですか。

ありがとうございました。特にないようでしたら、次に進ませていただいてよろしいで
しょうか。ありがとうございました。

協議事項38 コロナ禍における教育活動について

(長田教育長)

続いて、協議事項38です。コロナ禍における教育活動についてです。

(美藤学校保健担当課長)

失礼します。まず資料ですが、10月14日時点の学校園における感染者数の推移について
になります。一時に比べて、やはり報告者数、少ない状況が続いてはおりますが、神戸市
の曜日ごとの感染者数を見ましても、ここ1週間ほどは、毎週の同じ曜日の報告よりも増
えているという傾向もありますので、また、今後しっかりと点検作業をしていければなど
考えております。

(堀井教科指導課長)

教科指導課です。コロナ禍における教育活動ということで、報告させていただきたい
と思います。現在、コロナ禍の中ですけれども、感染対策を図りながら、子供の学びを保
障するというところで、各学校において、様々な工夫をしていただきながら、教育活動を進

めているところがございます。主に授業の面、行事の面で少し触れさせていただきたいと思えます。

授業につきまして、特に体育でありますとか家庭科ですね。なかなか感染リスクが高いというようなどころの内容もございましたけれども、例えば体育の密集、密接したりとか組み合ったりする活動ということで、例えば柔道なんかでしたら、畳に上がって組み合う時間を少し短くしたりとかそのうち畳に上がって組み合う人数を減らしたりとかいう形での工夫をして、中学校で学習を進めております。また、家庭科につきましても、特に幼児との触れ合い活動などは、なかなか制限がかかって難しいところもございます。受入れ先のこともございますので、なかなか難しい面もあるんですけども、例えばオンラインの活用をして、子供たちとカメラを通して関わり合ったりというふうなことの工夫をしながら進めているというようなどころを聞いております。

あと、次に行事につきまして、運動会、体育大会について、特に小学校までは約7割の小学校は1学期に開催をしております。2学期の開催の学校もありまして、この18日現在で、ほぼほぼ終了していきまして、残り数校というような状況でございます。小学校については、特に昨年度に比べますと、まあ分散開催といいますか、学年ごとの開催が多かったんですけども、今年度につきましては、かなりの学校が全校での開催というふうな、全学年での開催というふうなこと。また、昨年度は平日の開催も多うございましたけれども、休日、土曜日の開催というところが、かなり多くなってきているような状況です。中学校については、昨年度、2学期の開催が7割というふうなところで、この18日現在で申し上げますと、今のところ十数校程度が実施予定しているというふうなところでございます。小中学校いずれにつきましても、午前中の開催というふうなところがかなり増えてきておりまして、約9割近くの学校が午前中ではないかなと思っております。午前中の開催ということで、時間帯自体は短くなってしまいうんですけども、特に入退場を簡素化したりとか、少し省略したりとか、かなり時間をかけて練習をしたりというところもありましたけれども、そういった入退場を少し簡素化することによって、中身の充実みたいところで、いろいろ工夫をしていただけるのかなというふうな考えております。

次に、音楽会についてですけども、小学校では11月上旬から中旬にかけて、多くの学校が音楽会という形で開催を予定しています。昨年度、今年度につきましては、やはりまだまだ合奏が、合奏を中身とするような音楽会が多いというふうな状況でございますが、昨年度に比べますと、かなり合唱を取り入れようとしているような学校も聞いております。少なくとも基本は合奏なんだけども、6年生だけは合唱を加えるというふうな工夫をしつかりとというふうなことも聞いております。また、中学校につきましては、例年、合唱コンクール、音楽コンクールというような形で、クラスごとのコンクール形式で行っていたような学校ございましたけれども、このコロナ以降は、なかなか実施ができておりませんでしたけれども、今年度、ちょうど今の時期、10月ですね。合唱コンクール、音楽コンクールというような形で実施をしている学校が、かなり増えているというふうなところで。ただ、

実施方法につきましては、コンクール形式にこだわることなく、学級の発表的なものであったりとか、曲数も少し減らしたりとかいうことで、これもいろいろ工夫をしながらしていただいているというふうなことで聞いております。

簡単ではございますが、今の現状等を説明いたしました。

(長田教育長)

以上ですか。

(堀井教科指導課長)

はい。以上になります。

(長田教育長)

では、この件について、御質問、御意見ございませんか。
どうぞ、今井委員。

(今井委員)

御説明ありがとうございます。1点質問させていただきたいんですけど、先ほど授業の関係で体育のところで少し教えていただいたんですけど、今年、プールがコロナで2年間なくて、今年ようやく復活したと思うんですけど、事故がないかとか、いろいろ何かあると思うので、すごく不安もあったんですけど、今年を振り返って、何か教えていただける場所があればと思うのですが。

(堀井教科指導課長)

今年度、3年ぶりの水泳授業ということで、大きな事故なく終えることができたということで、学校のほう、かなり人員、見守り体制の確保ということで、かなり苦慮いただきながら、いろいろ工夫をして、何とか事故なく無事に終えることができたというような状況でございます。一応、小中学校全校の実施というところで。あと、時間数につきましては、やはり分散しての実施ということもございましたので、例年に比べると、少し時間数が減ったような報告も受けておりますけども、何とか3年ぶりの水泳授業の実施ができたのかなと考えております。

(長田教育長)

ほかございませんか。よろしいでしょうか。

私、さっき合唱の話が出てましたけど、今年から、去年までは音楽発表会で合奏までで合唱は取り入れている学校がほとんどなくて、今年から結構ちょこちょこ合唱ということで、実際に私が見に行った学校でも合唱してたのですが、少しその合唱の時のマスクにつ

いて、後ほど非公開の場で少し意見をお伺いしたいなと思いますので、よろしくお願ひします。今後の方針に関わることで、教育委員会会議規則第10条第1項第6号の規定で非公開の場で議論をするのが適当ではないかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次に参ります。

協議事項42 学校生活のルールや決まり（校則など）見直しの取組状況について

（長田教育長）

協議事項42です。学校生活のルールや決まり（校則など）の見直しの取組状況についてです。

（都築学校教育課長）

協議事項42、学校教育課でございます。学校生活のルールや決まり見直しの取組状況についてということですが、これ、以前、5月の教育委員会会議でも御説明のほう、させていただいているのですが、令和3年度よりガイドラインを作成して、見直しを行っております。令和4年度にガイドラインの一部改正ということでさせていただいているんですけど、これにつきましては、見直しを進めるに当たって、子供の権利について教職員研修を実施するために、事前に児童生徒の学習に取り組むこと、2つ目として、児童生徒の話し合い活動等については、年度当初に学校で具体で検討を計画すること、3つ目としまして、見直しについては、必ず学校運営協議会における協議を行うことというふうな改正点を加えまして、令和4年に実施しております。

令和3年度より見直しの2.の表なのですが、中高では、もうほぼ全校見直しの校則の変更を行っております。ただ、この校則の見直し状況でございますが、大半の学校で会議はしているのですが、まだ特に靴、靴下のほうとか残っておる、ツーブロックが残っております、それは令和4年度に向けて、令和4年度に改訂の取組を行っております。令和4年度の改訂については、また後ほど御説明をさせていただきます。

以上でございます。

（長田教育長）

この件について、御意見はございませんか。

かなり今年、去年も、少し去年は時間がなかった面もありましたけど、特に今年からは、子供の権利と子供たちに配付しています。そして、教職員にも権利について学んでもらう。あるいは、校則についての理解を教職員も、子供たちの観点がというようなことで、学校教育課で分かりやすいガイドブックみたいなのを作って、学校現場と連携をしてもらって、それで、こういう話し合いをもってもらおうというふうに、かなり周知をしてもらっています

ので、大分、昨年度と比べて、今年度は、そういった意味での取組が進んでいるというようなことで認識してよろしいですか。

(都築学校教育課長)

そのとおりです。教育長に言っていただいたように、我々がそういうふうなパワーポイント等を使いまして、取組を進めている途中でございます。

(長田教育長)

どうぞ、山下委員。

(山下委員)

御説明ありがとうございます。特に生徒の自主的な取組とする視点を持つことということでお示しいただいているのが大変いいなというふうに思いました。この際、学校がこれまで、何ていうんですかね。個別の配慮が必要なのに、ちょっとできていなかったところもあって、それも今回、校則の見直しのポイントになっているんですけど、それがやっぱりその生徒さんにも御理解をいただくところがあったら、すごくいいかなというようにも思っております。ですから、こういうのは有機的に絡み合っていると思うんですけど、生徒さんも御自分のことだけじゃなくて、ほかの生徒さんへの配慮も含めて、それで、さらに短期的な満足感だけじゃなくて、長期的にも、例えば自分たちが卒業した後にも、この学校がよりよくなっていくというような、そういう観点で自主的に取り組んでくださったら、すごいありがたいなと思います。

これは、お仕事の負担との兼ね合いで、また御検討いただいたらと思うんですけども、こういう見直しの実例みたいなのも、また特筆すべきような事例があったら、神戸市全体で共有していけるような機会があったらということ思いました。ありがとうございます。

(長田教育長)

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

では、特にないようでしたら、次に参ります。

協議事項39 令和5年度神戸市立特別支援学校実習助手採用候補者選考について

(長田教育長)

協議事項39です。令和5年度神戸市立特別支援学校実習助手採用候補者選考についてです。

(吉森人事・組織担当課長)

そうでしたら、協議事項39、令和5年度神戸市立特別支援学校実習助手採用選考について、御説明を申し上げます。

1枚めくっていただきまして、実習助手の採用選考についてでございますが、1.現状と課題として、実習助手の配置に際しては、昨今の学級数、児童生徒数の増加に加え、障害の重度・重複化及び多様化に対応するため、特に理学療法士、作業療法士等の医療専門職や言語聴覚療法を行う言語聴覚士の必要性が高くなってございます。このため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士免許のいずれかを有する者を段階的に採用してございますが、引き続き、専門性を有する職員を配置する必要があると考えることから、今年度も採用選考を行いたいと思っております。

説明としては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見はございませんか。

具体的な今年度の選考に係る内容については、後ほど人事に関することとなりますので、非公開の場で御意見を伺って、協議をしたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

特に御意見等はございませんか。

それでは、次に参ります。

協議事項41 令和5年度神戸市学校司書（会計年度任用職員）の募集について

(長田教育長)

協議事項41、令和5年度神戸市学校司書（会計年度任用職員）の募集についてです。

この関連についても、先ほどの特別支援学校実習助手、協議事項39と同様に、採用に向けての具体的な募集に係る内容、これについては、後ほど非公開の場で協議したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

では、それ以外の関係で御質問等があれば、御意見があればお願いをしたいと思います。その前に説明が若干。

(堀井教科指導課長)

少しいいですか。

(長田教育長)

はい。じゃ、お願いします。

(堀井教科指導課長)

募集の前年度になります学校司書の配置状況について、少し述べさせていただきたいと思います。学校司書につきましては、来年4月の全校配置に向けまして、大規模校については1人、学校司書が1校担当。それ以外については、2校担当いただくなどの工夫をしながら進めておりまして、現在、224校に150人の司書を配置しております。来年4月には全校配置を完了したいと考えております。全校配置に向けまして、今年度、特に1人2校が担当するような配置が大幅に増えております。そういったこともございまして、1校当たりの配置時間が、やはり減少せざるを得ないということもございます。ということもありますので、学校司書の方が、学校の教員と上手に役割分担をしたりとか教務の優先順位をつけていただいたりしていただくということで、昨年度末に教育委員会から職務分担といったものも提示をさせていただいて、いろいろ優先順位をつけながら取り組んでいたという状況で、今現在、大幅に1人2校担当が増えましたが、何か大きな支障があるとかトラブル等は聞いておりません。いろいろ工夫いただきながら、ご協力いただきながら進めていただいているのかなというふうに考えております。また、そういった状況を把握するというので、事務局から学校図書館の担当者が、そういった例えば新規配置の司書が複数校を担当するというふうな学校を重点的に回るとかいう形で支援をさせていただいているような状況でございます。

説明は、簡単ですが、以上でございます。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見ございませんか。

どうぞ、正司委員。

(正司委員)

複数校配置せざるを得ない状況の中で、フォローしていただいているようで、よかったと思ってお聞きしていました。

司書さんのことじゃなくて、この資料の一番最後に蔵書管理システムの検討といったものが入っているんですけど、これは何か司書の採用の話と関係があるんですか。

(堀井教科指導課長)

直接、関係ございませんけど、司書の業務とは関連してくるのかなというところで、少し後ほど説明をしようかなと思っていたのですが、少し簡単に御説明させていただきますと、神戸市の学校図書館につきましては、今かなりアナログ的な蔵書管理の状況になっておりまして、紙ベースということで、一応エクセル等を使っているところもあるのですが、管理をしているとは言いがたいような面もあるのも事実です。そういったこともございま

して、何とか蔵書管理をしていくようなシステムを全校で入れられないかなというところで、検討を今年度、進めてきています。何分予算もかかる話でございますので、ただ必要性は高いものかなというように我々認識しておりまして、そのあたりしっかりと他都市の状況であるとか、商品なんかもいろいろ見ながら、何とか蔵書管理システムを導入していけないかと検討を進めているというような、そんな状況がございます。

(長田教育長)

よろしいでしょうか。ほかございますか。

(梶木委員)

質問いいですか。

(長田教育長)

はい、どうぞ。

(梶木委員)

すみません。複数校配置が多くあるという話なんですけれど、その場合は、小学校2校なのか、小中なのか、どっちが。どういう配置になっているんですか。

(堀井教科指導課長)

基本的には、学校司書の業務内容からすると、同校種での配置を基本としております。小小、中中と。ただ小中が同じ隣接しているとか、場所によっては、まあ通勤のこともございますので、小中というふうな配置もございますけど、基本は同校種でのペアということを考えております。

(梶木委員)

分かりました。ありがとうございます。

(長田教育長)

ほかいかがでしょうか。

現場からのこの司書なり学校からの何かこの件に関しての、配置に関しての意見とか要望みたいなのは何か出てきていますか。特に。

(堀井教科指導課長)

まあ強い要望というよりは、やはり優先順位を、どうしても専任配置をしていた学校から、1人2校というようなこともございますので、今まで100の勤務時間が、どうして

も半減するということもありまして、どこに優先順位をつけて取り組むものかなと悩まれているケースは聞いておりましたので、職務分担の中で、必ず取り組むべき項目というふなところの優先順位を例示した上で、それも最初にしていただきながら、また、自校の学校図書館の状況ですね。整理がかなり進んでいる学校なのか、なかなかそこまで至っていないのかということも含めて、取り組んでいただくような形で、いろいろ御提案させていただいたりもしているところです。

(長田教育長)

はい、どうぞ。

(今井委員)

その複数配置で週2日ぐらいなんですよね。だけれど、ようやく配置されたっていう学校は、やっぱりその週2日でも、効果としては上がっているというふうに受け止めてよろしいですか。

(堀井教科指導課長)

おっしゃっていただいたとおり、2校配置ではあるんですけども、学校司書の方が配置されることによって、学校図書館の環境が、かなり改善されたというお声は多数寄せられております。

(今井委員)

ありがとうございます。

(長田教育長)

ほかよろしいでしょうか。

じゃ、特にないようでしたら、次に参ります。

教第38号議案 神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則に関する意見公募手続きの実施について

(長田教育長)

教第38号議案です。神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則に関する意見公募手続きの実施についてです。

大変お待たせしました。

(周尾総務課長)

資料にあります規則の一部を改正するという事で、市民意見公募手続を予定しています。それにつきまして、市長から教育委員会に対して意見ということで来ていまして、それに対して異議ありませんということでお答えしようとする事につきまして、お諮りするものでございます。内容につきましては、文化スポーツ局より御説明いたします。

(赤澤文化スポーツ局スポーツ企画課長)

スポーツ企画課でございます。よろしく願いいたします。資料の4ページを御覧いただけますでしょうか。規則の何を改正するのかということですが、規則の中で附属設備というのを定めておりまして、その中にオーバーヘッドプロジェクタ、スライド映写機というものが残っております。これにつきましては、パソコンの利用が普及するとともに、デジタルプロジェクタの利用に移行しておりまして、デジタルプロジェクタも、もちろん附属設備として持っております。書いております、オーバーヘッドプロジェクタとスライド映写機は、この5年間ぐらいの使用もございませんので、このサービス、規則から削除させていただこうということでの改正で、そのために市民の意見の公募を行うというものです。どうぞよろしく願いいたします。

(長田教育長)

これについて、御意見等はございませんか。よろしいですか。
せつかく来ていただいたので、まだ次もある。

(赤澤文化スポーツ局スポーツ企画課長)

次もある。

(長田教育長)

もう一件、次がまたありますね。よろしいですか。

(梶木委員)

すみません。いいですか。

(長田教育長)

どうぞ、梶木委員。

(梶木委員)

5年間、誰も使うことがなかったとかっていうお話で、確かに私も、こういうのあったなぐらいな感じなんですけれども、こういうのって、何年間が使用がなかったら、もう消していいよみたいなのにできないんですよ。

(赤澤文化スポーツ局スポーツ企画課長)

自動的にということですよ。

(梶木委員)

そうですね。何か導入、今から意見公募したところだという気持ちも少しあるので、非常にこう何だろうな。お役所的なことになってしまうんですけども、もう少し合理的にできないかなという、私の意見です。

(赤澤文化スポーツ局スポーツ企画課長)

ありがとうございます。勉強させていただきます。

(梶木委員)

これだけでね。それはできないと思いますけど。ちょっとねと思って。過剰かなと思ったりして。

(長田教育長)

いや、おっしゃることはよく分かります。また何か。

いい知恵がないか、また勉強してください。

ほかよろしいでしょうか。

特に御意見がないようでしたら、教第38号議案、承認とさせていただきます。よろしいですか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございます。

そのほかほかの項目でも結構ですが、何か委員の皆様から御意見がございますか。よろしいですか。

また、お気づきの点がありましたら、後日、事務局まで連絡をお願いしたいと思います。それでは、本日の公開案件は、これで終了いたしました。

閉会 9時58分